

# 小河の会戦と安順侯脱火赤

——「成祖四駿図」によせて——

Battle of Xiaohé and Aanshun Marquis Tokkochi

川 越 泰 博

## 要 旨

モンゴル人の脱火赤（薛貴）は、燕山右護衛の舍人の身分で燕王軍に加わり、幸いに材武に恵まれて軍歴を重ねていき、晩年には侯爵に列せられた。ただ、薛貴が安順侯という榮爵を保持しえたのは、わずか五年という短い間のことであった。宣徳五年（一四三〇）三月に発病して没したのである。死後、浜国公に追封され、忠壮と諡された。本稿においては、靖難の役の最中に燕王が騎乗した御馬四匹の駿馬を描いた「成祖四駿図」によせて、小河の会戦時、燕王騎乗の棗駟の部位のあちこちに突き刺さった箭を、自己騎乗の馬から下りてすばやく棗駟から抜き、その人馬一体の驚倒を防ぎ、兵馬倥傯と化した戦場での燕王の危機を救った薛貴のその後の軍歴を考察して、安順侯の勲爵を得るまでの過程を辿った。

## キーワード

『万曆野獲編』、靖難の役、棗駟、薛貴、浜国公

## はじめに

山東東阿県（現山東省聊城市）の人である于慎行（字可遠、又字無垢）は、隆慶二年戊辰科（一五六八）に第二甲で合格した。于慎行の生誕は嘉靖二十四年（一五四五）であるから、二十四歳の若さで進士に及第したことになる。庶吉士・翰林院編修を振り出しに官歴を累ね、万曆十七年（一五八九）七月から十九年（一五九二）九月までのほぼ二年間、礼部尚書を務めた。その間、幾度も骸骨を乞うたが、その都度神宗はそれを退けた。それがようやく允可されたのは万曆十九年（一五九二）のことであった。しかしながら、それから十七年後の万曆三十五年（一六〇七）五月には再度召され、東閣大学士を拜命し、機務に関わったが、その半年後の同年十二月に死去した。享年六十三歳であった。<sup>①</sup>

于慎行は礼部尚書を退任して、再辟によって閣臣になるまでの十七年の間家居していたとき、読書と著述に専心した。以下に引用する『穀山筆塵』は、この時期にもなされた作品である。当該書は、主に万曆以前の典章、人物、兵刑、財賦、礼楽、礼楽、積道、辺塞の諸事等について言及している。就中、嘉靖・隆慶・万曆期の朝廷内閣や官界、士大夫を始め、社会経済文化の諸状況の記載は、于慎行が直接目睹耳聞したことが多く、明代史の研究においては甚だ有益な価値を有する史書といえる。

さて、その『穀山筆塵』は巻二、記述二において、「成祖四駿図」なる絵画を紹介し、

【史料1】

丙子、上、宮中において成祖四駿図を検得し、以て相君に賜う。四駿者は成祖の兵を用いるに乗る所なり。相君、題詠を為して之を奏す。上悦び、金を賜う。已に又成祖驪虞の手卷一幅を検して相君に賜う。相君、之も内閣に蔵す。図中に一時に公卿儒者、皆な題詠すること有り、翰墨甚だ精し。内閣に賜る者一小卷。仍お一卷有り。長さ数丈許り、文華後殿に鋪しくに、僅かにして乃ち卷を竟おゆ。此れ則ち之を府に蔵す。

と述べている。

丙子は万暦四年（一五七六）、相君は宰相の敬称である。明代において宰相と呼ばれるのは、内閣大学士の序列の中でトップをしめる首輔のことをいい、当時の首輔は張居正であった。<sup>(2)</sup>

【史料1】によると、神宗万暦帝は、宮中において発見した「成祖四駿図」を張居正に下賜した。張居正がこれに題詠をつけて神宗に上呈したところ、上覧した神宗がたいそう喜び、金を賜ったという。

四駿とは成祖永楽帝が靖難の役の最中に騎乗した四頭の御馬のことで、それを描いた絵がいわゆる「成祖四駿図」である。張居正は、「成祖の四駿」という題にもとづいて詩歌を作ったのであるが、『穀山筆塵』の記述では、四駿の具体的な名称は不明である。

ところが、『神宗実録』万暦四年五月戊午の条に、『穀山筆塵』の記述と照応する記述があり、それには、

## 【史料2】

上、成祖文皇帝四駿図を出し、輔臣張居正に命じて題咏せしむ。四駿は皆な靖難の時乗る所にして、龍駒は鄭村壩に戦い、黃馬は白溝河に戦い、棗騮は小河に戦い、赤免は靈璧に戦う。皆な流矢に中るも矢を抽きだし、復た戦い遂に大捷す。是に至りて、居正恭しく題し以て進む。上覽するや嘉悦し、銀八宝銀豆各々二十両を賜う。蓋し上、祖宗の創造艱難の迹に心を留むること此の如し。

と記されており、これによって、『穀山筆塵』の記述中の不明な部分が幾分明確になる。【史料2】の記述によって、成祖、当時は燕王であった永楽帝が洪武三十二年（一三九九）七月に挙兵して起きた靖難の役において騎乗した駿馬は、龍駒・黃馬・棗騮・赤免せきめんの四駿であったことが知られる。燕王は各会戦でこの四駿に騎乗し、龍駒には鄭村壩に戦いにおいて、黃馬には白溝河に戦いにおいて、棗騮には小河に戦いにおいて、そして靈璧の戦いにおいては赤免に騎乗して指揮を揮い、建文政權軍と戦ったのである。

燕王が騎乗した四頭のこれらの駿馬は、いずれも会戦中に敵方の流矢に中ったが、その矢を抜いて戦い、その後も戦闘に参加したという。燕王が騎乗した御馬が会戦のたび傷を負ったのは、燕王自らが士卒の先頭に立って敵陣に切り込んでいったからである。

ところで、筆者は、二〇〇一年に刊行された『中国明朝档案総匯』（以下、『明朝档案』と略称）に収録されている全一〇二冊の衛選簿を基本史料として、現在靖難の役期における燕王軍の研究を進めているが、その折りに、たま③たま本史料集第五〇冊に収録の『金吾右衛選簿』薛天爵の条に、

【史料3】

薛佑、昌平県の人。高伯祖薛貴、……三十四年、西水寨にて指揮同知に陞せられ、駕に当随す。小河橋にて敵対して戦い、馬に着箭するや、下馬して拔箭するの功有り、都指揮同知に陞せられる。三十五年、渡江の奇功もて都指揮使に陞せらる。

と記述されている箇所に出合った。しかしながら、文中の「小河橋敵対戦、馬着箭、下馬拔箭有功」の部分が難解で、この一節はいかなる状況を表しているのか、よく理解できなかった。

それが氷解するきっかけとなったのは、偶々上記【史料2】の『神宗実録』万曆四年五月戊午の条の記述をみつけたことであった。この【史料2】と【史料3】の『金吾右衛選簿』の記述とを突き合わせた結果、小河の戦いで敵方の箭が刺さった燕王騎乗馬は棗驢で、その箭を抜いたのは自分の馬から降りて駆けつけた薛貴を指すものとみなしても註誤ないのではないかと思量するようになった。

薛貴は、この後、燕王軍が長江を渡り、南京城を陥落させ、永楽政権が成立すると、都指揮使司の都指揮使に陞進した。その後も成祖のモンゴル遠征に従行し、安順伯に封爵された。さらに宣宗宣德帝は薛貴を安順伯から安順侯に進爵している。この薛貴の素性をいえば、モンゴル出身の軍人で、旧名を脱火赤といい、靖難の役の際会しチャンスを得たことで累陞していったのであるが、その名は歴史辞典等に全く著録されていない。おそらく、明代史にかなりな関心がある人でも、その名を知っているという人は甚だ少ないのではないかと思われる。

そこで、本稿においては、靖難の役期の燕王軍研究の一齣として、小河の会戦と薛貴（脱火赤）との関わり、そ

してその後の薛貴の軍歴に関して少しく考究することとした。以下は、その検討結果の報告である。

## 一 小河の会戦

「はじめに」では、【史料2】と【史料3】とによって、燕王が騎乗していた御馬棗驢が小河の戦いの最中に敵陣の矢を受け、その矢を抜き出したのが薛貴であると推測したが、その後、史料を繙読する過程で、その推測が決して錯誤でないことを証拠立てる決定的な記述をみいだした。それは、沈徳符が自ら見聞した万暦年間の様々な事柄を具体的に叙述した『万暦野獲編』である。ちなみに、沈徳符は、浙江嘉興府秀水県（現浙江省嘉興市）の人で、万暦六年（一五七八）に生まれ、崇禎十四年（一六四二）に没している。当該書は、正編二〇卷（万暦三十四年〔一六〇六〕）、続編一二卷（万暦四十七年〔一六一九〕）からなる。その卷一、列朝、先朝四駿に、

### 【史料4】

今上、丙子、内府旧蔵の文皇靖難の時乗りし所の四駿図を出し、輔臣張居正等に命じて恭しく題せしむ。其の一は龍駒と曰う。鄭邠壻の大戦にて胸膛に一箭を着く。都指揮丑丑、箭を抜く。其の二は赤兔と曰う。白溝河の大戦にて、胸膛に一箭を着く。都指揮亞失帖木、箭を抜く。三は棗驢と曰う。小河の大戦にて胸膛に一箭し、後の両曲池に一箭す。安順侯脱火赤、箭を抜く。四はに黄馬と曰う。靈璧県の大戦にて、後の曲池に一箭を着く。指揮雞兒、箭を抜く。以上の箭を抜く四人は俱に夷の名にして、文皇收むる所の虜中の驍卒なり。<sup>(4)</sup>

とある。

これによれば、燕王は小河の会戦の際、騎乗していた棗驪が胸膺に一箭、後の両曲池に一箭を受け、それを取り除いたのが、安順侯脱火赤であったとしている。棗驪が箭を受けた部位は、胸膺と後の両曲池であったという。胸膺は胸も膺もむねを意味する。曲池の曲は曲がっていることをいい、池は肘関節に陥凹ができることから名づけられたもので、人間の場合は、上腕骨外側あたりを指す。これを馬匹にあてはめれば、燕王騎乗御馬の棗驪が箭を受けた部位は、むねに一本、後ろの両足の膝関節周辺にそれぞれ一本ずつ、計三本の箭が刺さったということになるであろう。それにいち早く気づいた安順侯脱火赤は、自分の馬から下りて、その三本の箭をすばやく抜いたのであった。そのおかげで、棗驪が戦いの場から脱落することはなかったのであった。ここにみえる安順侯脱火赤は、次節で述べるように、薛貴の旧名であった。したがって、この【史料4】が脱火赤とし、【史料3】は薛貴としても、それは別人であることを意味するものでなく、【史料2】・【史料3】・【史料4】は、棗驪に関する同一の状況について、相互に補完する関係にあるのである。

ところで、燕王軍と建文政権軍が激突した小河の会戦が起きたのは、洪武三十五年（一四〇二）四月のことであった。ここでの戦いでは、他地域での会戦に比べると、燕王軍側でも割合多くの陣亡者が出た。燕王軍は建文政権軍に苦戦したのである。<sup>5</sup> 燕王は陳文や王真といった部将を失った。その上に、勢いにのった平安が燕王の本陣を指して突入してくると、その突き出した矛先がもう少して燕王の身に届きそうになった。それを防いだのは番騎の王駒で、この王駒が馬を躍らせて両者の間に割って入り、燕王を腋に抱えて逃れ去ったのである。王駒の勇猛果敢な助けがなければ、燕王は命のほどもわからなかった危機的状況に陥ったのである。<sup>6</sup>

燕王軍にとって敗色濃厚であった小河の会戦であるが、その会戦は、この小河という河川の流域のどこで行われたのであろうか。筆者は、これまで燕王軍・建文政権軍双方と小河の会戦との関わりについてしばしば言及することがあったが、その会戦の場所について紙幅を割いて検討することはなかった。そこで、本節においては、当該会戦は小河流域のどこの地点で起きたのか、そのことの解明から始めたい。

最初に、李賢等の手によって天順五年（一四六一）に完成した『大明一統志』卷一三、淮安府、山川には、小河について、

【史料5】

小河 睢寧県治の北に在り、源は汴水よりし、宿州を経て県界に入り黄河と合す。

とあり、水源は河南の汴水で、そこから宿州を経て睢寧県に入り、黄河に注いだという。宿州（安徽省宿州市）は明代においては南直隸鳳陽府宿州、睢寧県（江蘇省徐州市）は南直隸淮安府邳州の属県であった。邳州は属県を二県を領しており、もう一県は宿遷県である。しかもこれらは、いずれも洪武十五年（一三八二）に鳳陽府から来属した県である。<sup>8)</sup> 鳳陽府の関連でいえば、同書卷七、中都、鳳陽府、山川には、

【史料6】

濉水 宿州の北二十里に在り、今の名は小河。源は河南夏邑県白河に出て東流して清河口に至り淮に入る。

とあり、濼水すいすいの今名を小河としている。また、『明史』卷四〇、地理志一、鳳陽府宿州に、

【史料7】

北に睢河有り、河南永城県より流入し、下流して宿遷県に至り淮に合す、亦小河というなり。

と記されていて、睢河すいがの別名を小河としている。睢河（睢水）と濼水（濼河）とは同一の河川であり、この睢河（水）について、江蘇常州府無錫県（現江蘇省無錫市）の人である清・顧祖禹（崇禎四年〔一六三一〕—康熙三十一年〔一六九二〕）の『讀史方輿紀要』卷二一、江南三、鳳陽府、宿州、靈璧県には、

【史料8】

睢水 県の北六十里に在り、宿州より流れて境に入る。亦、之を小河と謂う。又、東して睢寧県界に入る。明の建文三年、何福、燕兵を此に敗る。是の時、燕師、久しく斉眉山に駐す。暑雨にして疾疫多し。諸將曰く、小河の東は、地平衍にして、士馬休息すべし。請う、退きて此に屯せんことを、と。王、不可とし、乃ち止む。

と記されている。小河で燕王軍を敗った何福は建文政權軍の都督である。睢水は宿州の属県である靈璧県の北六〇里にあるという。明代の一里は五五九メートルであるから、睢水（濼水）は靈璧県治のおよそ北三四キロメートルのところを流れていたことになる。靈璧県の四域については、同書の【史料8】の記述の前に、

【史料9】

州の東百二十里、東北は邳州睢寧県に至ること百五十里、西北は徐州蕭県に至ること二百二十里。

とみえるので、東北は邳州睢寧県に、西北は徐州蕭県に接していたことが知られる。

靈璧県はそのような位置に立地していたので、【史料5】・【史料8】にみえるごとく、県治の北およそ三四キロメートルのところを位置する睢水の河流は、宿州靈璧県を経て東流し、東北の邳州睢寧県に入ったのである。

【史料8】にみえる睢水の記述において重要なのは、建文政権軍の何福が燕王軍を小河とも呼ばれるこの睢水において敗ったと記されていることである。これによって、燕王・建文両軍が激突したのは靈璧県付近の小河（睢水・濰水）であったことが知られる。ただ、その小河の会戦があったのは、建文三年（一四〇一）ではなく、四年（一四〇二）四月のことであって、『読史方輿紀要』の繫年は謬りである。燕王は、靖難の役に勝利して即位すると、建文帝の年号は革除し、そのまま従前の洪武を年号として使用したので、建文四年（一四〇二）は洪武三十五年に当たる。靖難の役の終息は、この建文四年六月のことであるから、四月の時点では、燕王軍はすでに淮北の宿州まで進軍してきていたことになる。小河の会戦が同年の四月であったことは、諸史料の記すところであるが、『太宗実録』奉天靖難事蹟 建文四年四月丙寅の条には、

【史料10】

我軍、敵を綴とどめて小河に至る。上、諸將に論して曰く、敵勢窘迫し、必ず一戦を求めんとす。我、險に抛り之

を待ち、進めば則ち其の吭<sup>のど</sup>を搯<sup>し</sup>め、退けば則ち其の背に拊かしむ。彼、必ず狼狽せん。乃ち陳文をして河の衝要の処に橋を為し、先ず歩軍・輜重を度らし、騎兵は之に随い、遂に分ちて橋を守らしめん、と。

とあるので、四月丙寅すなわち四月十四日には小河の北に到着していたことがわかる。そして、この小河で燕王軍と建文政権軍とが激突した。このとき、燕王軍は小河の北に、建文政権軍は小河の南に布陣し、対峙していたのである。燕王軍はその小河を押し渡って小河の南に進軍しようとし、建文政権軍はその進軍を阻もうと必死にならざるをえなかった。小河の渡河に成功すれば、燕王軍はたちまち淮河流域にまで接近できる。

淮水の別称をもつ淮河は、もともと華北と華南の境界線であったが、金と南宋の対立時代の紹興十二年（一一四二）に締結された和約（紹興の和という）で国境線とされた河川で、ここを越えれば長江流域のエリアに入ることになる。この淮河渡河は、燕王軍が長江流域に軍を進めることができるかその成否に関わること<sup>10</sup>になる。そのような軍事的転回点を引き出す前哨戦となったのが小河の会戦であった。小河渡河は、かかる戦略的重要性を帯びていたので、燕王軍・建文政権軍双方とも強力な兵力を集中し、激突したのであった。

ちなみに、前掲『読史方輿紀要』の【史料8】中にみえるA「何福、燕兵を此に敗る。」とB「是の時、燕師、久しく、斉眉山に駐す。暑雨にして疾疫多し。諸將曰く、小河の東は、地平衍にして、士馬休息すべし。請う、退きて此に屯せんことを、と」いう記述であるが、Aは『明史』巻四、恭閔本紀に、

夏四月丁卯、何福・平安、燕兵を小河に敗り、其の將陳文を斬る。

とあるのに、Bは同じく『明史』卷五、成祖本紀一に、

甲戌、大いに斉眉山の下に戦う。時に燕、連りに大将を失う。淮土、盛暑にして蒸湿なり。諸將、軍を小河の東に休めんことを請う。

とあるのに各々照応するところがある。Aと照応する前者の記述中の「四月丁卯」は四月十五日、Bと照応する「甲戌」は二十二日にあたる。この間、一週間の時間の経過がある。『明史』卷五、成祖本紀一は無論のこと、『太宗実録』奉天靖難事蹟、建文四年四月の条においても、この一週間間の記述はない。ということは、小河の会戦は四月十五日の一日で決着がついたのではなく、四月二十二日に斉眉山下でまたしても両軍が激突するまで尾を引いたのではないかと思われる。それは、斉眉山が小河と同じく宿州靈璧県に所在する山岳であるからである。前掲『説史方輿紀要』卷二、江南三、鳳陽府、宿州、靈璧県に、

#### 【史料11】

斉眉山 県の西北三十里に在り、山、八字に開き、眉を列するが如し。建文三年、燕王南下するも、徐輝祖、之を此に敗る。

とあり、靈璧県の西北三〇里のところに斉眉山は立地したという。ここでまた、『説史方輿紀要』は斉眉山の会戦の

繫年を謬っていて、実際には建文四年（洪武三十五年）、すなわち一四〇二年の四月のことであった。ここで燕王軍を撃破した徐輝祖は、開国功臣徐達の長男である。姉は燕王の王妃なので、燕王とは義兄弟に当たると見られる。建文帝は父懿文太子に近侍していた徐輝祖に対して信任することすこぶる厚かった。そのため、徐輝祖は義理の兄弟にあたる燕王の誘いにのらず、きまじめに信念を貫き、建文帝支持の立場をくずさなかった。<sup>11)</sup>

この斉眉山は靈壁県治の西北三〇里に北六〇里を加えると、小河から斉眉山までの距離は九〇里となり、およそ五〇キロメートルに相当する。これは日本橋から直線距離では、熊谷・つくば・佐倉・鎌倉・相模湖辺りまで行くことが可能である。

明軍の全国統一の過程で、徐輝祖の父徐達に指揮された明軍は、洪武元年（一三六八）閏七月二日に衛輝を攻撃したが、ここを守っていた元の平章政事の地位にあった龍二は、城を放棄して彰徳に逃亡した。そこで、徐達の率いる明軍は、龍二を追いかけて彰徳に軍を進めた。それは、衛輝を攻撃してから、三日を閲した閏七月五日のことである。<sup>12)</sup> 衛輝と彰徳の湯陰県界との間は、七〇里（約四〇キロメートル）離れているに過ぎない。おそらく、明軍は華北方面の元朝勢力を駆逐するために長期にわたる行軍をなすために、大量の輜重車をも帯同したと思われるので、一日行軍の行程は近代の軍隊と比べるとその遅速の程度は大いに異なっていたであろう。ちなみに、戦前の帝国内陸軍の場合、行軍の速度は大部隊になるにつれて遅くなるが、兵種連合の大部隊では行軍一日の行程は昼夜約二四キロメートルを標準としたといわれている。この数字と比較すると、徐達率いる明軍の行軍が、七〇里を三日で終えたのは決して遅いとはいえないであろう。これを参考にすれば、燕王軍が小河から斉眉山の麓までの九〇里の距離を進軍するのに一週間かかったとしたら、それはやや遅すぎるといえよう。『太宗実録』に小河の会戦と斉眉

山の会戦までの一週間、何の記述もないのは、小河の会戦が一朝一夕には決着がつかなかったことを物語っている。『太宗実録』奉天靖難事蹟、建文四年四月丁卯（十五日）の条には、小河の会戦について、以下のように、詳しくふれているが、その記述は複数に亘る史実を四月丁卯の条に一括したものである。

### 【史料12】

敵軍の布陣、十余里に亘り、左右翼に張り、河に縁りて東せんとす。上、騎兵を率いて与に戦う。敵騎兵敗走するも、歩兵復た前みて橋を争う。陳文、之を殺敗せんとし、追奔して河を度る。敵の後軍来援し、陳文戦死す。敵衆、遂に橋を度り布陣す。我が将張武、勇敢士を率い、林間より突出して之を撃たんとし、上の騎兵と合し大いに敵衆を敗る。斬首すること二万余級、溺水して死する者勝げて計るべからず。屍、河に積み、水之が為に流れず、敵将丁良・朱彬を生擒す。是において、敵軍は橋の南に抛り、我が軍は橋の北に抛り、相い持すること数日、敵の粮尽きて、軍士野菜を採りて食す。上曰く、彼飢ゆ、吾之と相い持す。然して、彼は南岸に居りて饋餉に便しとし、更に一二日にして、饜稍集り<sup>すく</sup>濟を得て、即ちに来たるも之を破ること易からんと。乃ち橋を守る兵千余を留めて動かさず、而して潜に諸軍の輜重を移して東行し、營を去ること三十里、夜半に河を度りて南し、敵の後に繞り出て、敵且に始めて覚り、復た軍を引きて相い対す。

「斬首すること二万余級、溺水して死する者勝げて計るべからず。屍、河に積み、水之が為に流れず、敵将丁良・朱彬を生擒す」という表現をみると、小河で両軍が激突したとき、燕王軍が圧倒的に優勢であったような書き

ぶりであるが、建文政権軍を深追いした前軍都督府都督僉事の陳文は、このとき戦死しているように、燕王軍側も人的な損耗を出したのである。【史料12】を虚心に読むと、膠着状態を抜け出せない燕王の焦りが俄に窺える。それが鮮明なのは、【史料12】中の燕王の言葉である。燕王の言葉の原文をそのまま抜き出すと、

上曰、彼飢、吾与之相持、然彼居南岸、便饋餉、更一二日、饜稍集得濟、即来易破之。

とある。最後のところの「即来易破之」の「之」は、建文政権軍を指しているので、軍糧の補給がなり、腹を満たした建文政権軍が燕王軍の陣地に押し寄せても、これを敗ることは簡単だと理解するのが一般的であろう。しかしながら、補給の可能な建文政権軍の状況を勘案すれば、「饜稍集得濟、即来易破之」は、「饜稍集り得て、即ち来たれば、之に破らること易からん」とも読むことができる。

この記事を載せる現行の『太宗実録』は、よく知られているように、三度纂修が行われたなかで第三回目に纂修されたものである。<sup>14</sup>この現行本『太宗実録』巻一から巻九は、『奉天靖難記』を基礎として、増改を加えている。<sup>15</sup>そこで、上記の燕王の言葉を『奉天靖難記』と比較すると、

上曰、賊衆餓甚、今与相持、彼居南岸、便其饋餉、更一二日、運糧稍集、賊衆得濟、難以破之。

に作っている。「運糧稍集、賊衆得濟、難以破之」は、「運糧稍集り、賊衆、濟を得れば、以て之を破り難し」とな

り、「之」が建文政権軍を指すことは明白である。とすれば、「来」の一字は、校勘記に「来易：広本抱本庫本、来作未、是也。」とあるのが正鵠を射ており、「即来易破之」は「即ちに未だ之を敗ること易すからず」と作るのが正しいことになる。かかる事態になることの懸念を燕王が有していたことを示す言葉であった。

このように、【史料12】の文言中の燕王の言葉を是正して読むと、軍糧の補給がなった建文政権軍の進軍に対処するために、「潜に諸軍の輜重を移して東行し、敵營を去ること三十里」とあるように、ひそかに輜重兵と輜重車を三〇里（およそ一七キロメートル）の地点まで下げたのである。建文政権軍が攻勢に転じて押し寄せてきたときに自軍の輜重が奪われることを想定して、燕王はかような作戦をとったのであろう。【史料12】の記事の最後は「復た軍を引きて相い対す」に終わっており、小河の会戦がどのような形で終わったのか明らかにしていない。これは必ずしも燕王軍の圧倒的勝利とはいえなかったことを暗示しているのではなからうか。<sup>16</sup>

## 二 安順侯脱火赤

燕王が騎乗した御馬の棗駟は、上記のような小河の会戦のさなかに建文政権軍が放った箭が突き刺さった。そのとき、脱火赤はすばやく下馬して、その箭を抜いたのである。【史料3】の『金吾右衛選簿』では、下馬して棗駟に刺さった箭を抜いたのは薛貴とし、【史料4】の『万曆野獲編』では、安順侯脱火赤としているけれども、これについては、「はじめに」において述べたように、薛貴の旧名が脱火赤であって同一人物であった。そのことは、安順を冠した爵号を頭書とする諸史料をみれば明白なことである。以下、煩を厭わず、その主たる史料を掲出し、

薛貴（脱火赤）の軍歴と生涯を辿ることにしよう。

【史料13】 明・焦竑撰『皇明人物考』卷二

安順侯 薛貴、達達の人、降付す。永樂二十二年、都督僉事なるを以て、北征に従いて功有り流伯に封ぜらる。洪熙元年、世襲を与えらる。宣德元年、勲階の号は陽武の流爵の如し。禄一千二百石。五年、薨す。子無し。弟可帖木児を以て指揮と為す。

【史料14】 明・鄭汝璧撰『皇明功臣封爵考』卷六、征胡、安順伯薛貴

薛貴、昌平の人。旧名脱火赤。兄の欽、燕山護衛指揮と為る。貴、舍人なるも胆力有るを以て靖難に従う。文皇を險より脱せしめ、功を累ね都指揮使に陞せらる。再び胡を征するに従うの功もて都督僉事に陞せられ、安順伯に封ぜらる。食禄九百石。洪熙元年、世伯を与えらる。宣德元年、侯に進み、加禄三百石、世券を与えらる。卒すや、浜国公を贈られ、忠勇と諡せらる。

【史料15】 『宣宗実録』宣德五年三月庚戌の条

安順侯薛貴卒す。貴、旧名脱火赤。順天府昌平県の人、燕山右護衛指揮僉事脱欽之弟、人と為り胆気有り。太宗皇帝、義を挙げ内難を靖するや、貴、舍人なるを以て征戦に従い功有り、都指揮使に累陞す。永樂八年、沙漠に征するに従い、還りて中軍都督府都督僉事に陞せらる。後、屢々北征に扈駕し功有り、安順伯に封ぜらる。

食禄九百石。洪熙元年、其の子孫に命じて伯爵を世襲せしむ。宣徳元年、安順侯に加封せらる。是に至り卒す。浜国公に追封せられ、忠壯と諡せらる。官を遣わして祭を賜り、有司に命じて治葬せしめ、賻贈甚だ厚し。

【史料16】 明・吏部編輯『明功臣襲封底簿』卷一、安順侯

薛貴、原籍順天府昌平県の人。洪武二十四年、舍人なるも功に報いんとするを以て、傳総兵に跟随して雅・寒山に征し、回還す。駕に扈しんがい、大寧に克ち、雄県を取り、鄭村垠の大戦において功有り、洪武三十二年、燕山右護衛に陞す。天を奉じて難を靖じ、広昌に克ち、蔚州・大同・白溝河を攻めて斃殺す。濟南府に功有るを併せて正千戸に陞せらる。倉州マヤに克ち、東昌を平復す。三十四年、藁城等処にて大軍を殺敗し、西水寨に接応するの奇功もて指揮同知に陞せらる。駕に随い小橋マヤにおいて対敵するも駕を保ち、都指揮同知に陞せらる。又靈璧県に在りて軍馬を殺敗す。三十五年六月、渡江して金川門に克つの功有り、遼東都指揮使に陞せらる。永樂八年、沙漠を征するに随い、威胡山等処にて阿魯台を殺敗し、中府都督僉事に陞せらる。永樂十二年、口北を征するに随い、胡寇を殺敗す。瓦喇に哨馬す。永樂二十年、駕に随い迤北に征進し、賊衆を殺敗す。本年九月十七日、安順伯に陞せらる。宝鈔段匹を賞賜し、誥券を給授せられ、奉天翊衛宣力武臣特進榮祿大夫柱国安順伯に封ぜらる。食禄九百、子孫は指揮使を世襲し、本身は一死を免ぜらる。後、駕に随い天城に征討し、賊を殺して功を獲る。洪熙元年正月、世襲伯爵に加封せられ、誥券に本身は二死を免じ、子は一死を免じ、三代一体とすと有りて追封せらる。宣徳五年三月内に病故す。浜国公に追封し、忠壯と諡せらる。宣徳十年十二月内、弟薛可帖木兒、襲がんことを告ぐ。本部、奏を議し、欽依の誥券の内に既に弟姪の世襲の事例無きを奉

じて准さず。但、薛貴の前功を念い、薛可帖木兒は世々世襲指揮使と做し、以て薛貴の祀を奉ぜしむ。

以上は、いずれも安順伯・安順侯を頭書とした史料である。前掲の【史料3】（『金吾右衛選簿』）では薛貴に関する記述の内、そのごく一部しか引用しなかったので、ここで全文を掲出し、右記の四史料に追加することにする。

【史料17】 『金吾右衛選簿』 薛天爵の条

薛佑、昌平県の人。高伯祖薛貴、洪武三十二年、鄭村垠にて勇士百戸に陞せらる。三十三年、濟南にて正千戸に陞せらる。三十四年、西水寨にて指揮同知に陞せられ、駕に当随す。小河橋にて敵対して戦い、馬に着箭するや、下馬して拔箭するに功有り、都指揮同知に陞せらる。三十五年、渡江の奇功もて都指揮使に陞せらる。永樂八年、沙漠に征し、威胡山に至り、靖虜鎮に到り、阿魯台もて中軍都督府僉事に陞せらる。二十年、迤東<sup>マ</sup>に征進し、人畜を殺し得獲す。安順伯に封ぜられ、授くるに流官を以てし、指揮使を世襲せしむ。二十一年、迤北に征進す。洪熙元年、世襲伯爵に陞せらる。宣徳元年、安順侯に進封せらる。故絶す。浜国公に追封せらる。

これら五種の史料を較量すると、相互に補完するところと相違しているところが多々あるが、それらを念頭において、以下検証を進めることにしよう。

旧名と出自 薛貴の名は漢名であり、もとの名は脱火赤であった。兄は脱欽、弟は可帖木兒である。脱火赤は Tokochi（トホチ）、兄の脱欽は Toghon（トゴン）、弟可帖木兒は Koko Tennir（ココ・テムル）の漢訳であろう。

ちなみに、兄の脱歓の名は、元世祖クビライの第九子で鎮南王に封ぜられ、占城・交趾征討に従事した人物、ならびにオイラトの部長で内外蒙古の覇者となった人物と同名である。これらの事例を引き合いに出すまでもなく、脱歓の三兄弟が漢民族ではなく、モンゴル族であったことは、原籍を順天府昌平県の人に作る史料が多いの中、『史料13』に「薛斌、達達の人、降付す」とあつて明白である。達達は韃靼と同義であり、モンゴルを指す事例は『逆臣録』等多くの史書にみえる。<sup>17</sup> この一家が中国内部に移住したのは、父薛台に連れられてのことで、『明史』巻一五六、薛斌伝には、

【史料18】

薛斌、蒙古の人、本名脱歓。父薛台、洪武中帰付、姓薛を賜う。燕山右護衛指揮僉事に累官す。斌、職を嗣ぐ。起兵に従い、都督僉事に累遷す。北征に従い功有り、都督同知に進む。永楽十八年、永順伯に封ぜらる。禄九百石、世々指揮使とす。

とあり、脱歓兄弟の父は洪武年間に明に投降し、洪武帝から薛の姓を賜与されたという。これ以後、脱歓も脱火赤も、それぞれ薛斌、薛貴に改名したのである。この一家が軍事行動の面での顕著な働きをしたことは、薛貴が安順伯に封ぜられただけでなく、薛斌もまたそれより先の永楽十八年（一四二〇）に永順伯に封ぜられていることによつて明白である。

余談ながら、この永順伯の爵号は、その子薛綬によつて襲爵された。【史料18】の『明史』薛斌に付伝して載せ

られた薛綬の記述によると、薛綬が土木の変の前哨戦で勇猛果敢に戦った様子が以下のように記述されている。

【史料19】

斌卒するや、子の寿童、方に五歳なり。従父貴、引きて仁宗に見えしむ。立どころに伯を嗣ぐを命じ、名を綬と賜う。長ずるや、驍勇にして善く戦う。正統十四年秋、成国公朱勇等と敵に鶴兒嶺に遇う。軍敗れ、弦断ち矢尽きるも、猶空弓を持ちて敵を撃つ。敵怒りて、支解す。而して其の本蒙古人なるを知るや、曰く、此れ吾が同類なり、宜<sup>む</sup>なるかな、勇健なること此の若くなるは、と。相い共に之を哭す。

正統十四年（一四四九）七月、エセンに率いられたモンゴル軍が明北辺へ侵攻してきたので、それを討伐するために、英宗の親征軍が編制されると、薛綬もそれに随行した。そして、八月十五日の土木の変が起きる二日前、その前哨戦ともいべき鶏兒嶺の戦いが起きた。親征軍からその一部を割いた部隊が派遣されたが、それはモンゴル軍の伏兵に遭遇して壊滅した。このとき出陣した永順伯薛綬は、自分の弓の弦が絶たれ矢が尽きても、空弓を振り回してモンゴル軍に立ち向かって攻撃したのである。それに怒ったモンゴル軍が捕虜にして四肢を八つ裂きにして殺したが、のちに勇猛果敢に立ち向かった薛綬が、実はモンゴル人であることが知れ渡ると、モンゴル軍中が慟哭したというのである。この史話は『英宗実録』正統十四年八月庚申の条にも掲出されているが、薛綬がモンゴル人であることが知れ渡るといふ部分は、「而して綬の本と山後人なるを知る」と記されている。清代初期に編纂された『明史』の薛綬伝では、『英宗実録』の当該箇所の山後人を蒙古人と表記しなおしたのである。<sup>18)</sup>

薛斌の子薛綬に関わるこの記事が明示しているように、洪武のとき明に降付した薛台とその子孫は、モンゴル出身の武人であったのである。それにもかかわらず、原籍を順天府昌平県としているのは、薛台もしくはそれ以前から当地が薛台一家の僑寓地であったからではないだろうか。永順伯に封ぜられた薛斌の薨卒伝によると、

【史料20】 『太宗実録』 永樂十九年十月丁未の条

永順伯薛斌卒す。斌の初名は脱歡、父台、洪武中、元の故官なるを以て来歸し、燕山右衛指揮僉事を授けらる。台、疾するや、斌、代職し、上の内難を靖ずるに従い、功を以て驃騎將軍左軍都督僉事に累陞し、後北虜を征するに従い、都督同知に陞し、永順伯に封ぜらる。其の卒するや、祭を賜い、有司に命じて喪葬を治せしむ。

とみえ、「父台、洪武中、元の故官なるを以て来歸し、燕山右衛指揮僉事を授けらる」とあるけれども、薛斌の孫薛輔の薨卒伝によると、元朝の官僚（知院）であった薛台は、洪武二十一年（三三八）に明朝に帰付し、賜姓によって薛俊と改名し、官は燕山右護衛指揮僉事に至ったとしている。<sup>19</sup>「降付」【史料13】、「来歸」【史料20】というのは、元朝順帝の北走に随行してモンゴル高原に北歸後、再度中国に舞い戻ってきたという意味なのか、それとも中国での生活様式に慣れてしまい、いまさらの北歸を諦めての明朝への帰付のいずれであるか明白でないが、薛台の先祖は、元朝時代に中国に移住後、元明時代の昌平県（現北京市昌平区）に僑寓していて、明朝に帰付した後は、そこを原籍地としたのではなからうか。

初陣 薛貴の一家は父薛台が明に帰付して衛所官に任用されたために、その戸籍は衛籍に所属した。衛所制度は

世襲を基本としたので、薛台が疾病のために退任したあとは薛斌が後を襲いだ。それともない、薛貴は舍人に充てられている。舍人とは衛所官職の現任者が疾病・死亡・年老等の理由で襲替の必要が生じたとき、その後を襲ぐべきもので、その順番は親族の中で嫡子が優先された。<sup>20</sup> 弟の薛貴が舍人に充てられたのは、燕山右護衛指揮僉事を襲職した段階においては、薛斌はまだ男子を有していなかったからである。<sup>21</sup>

薛貴には胆力があるというので、舍人の身分で戦場に出ている。初陣は【史料14】・【史料15】とも当時燕王であった永楽帝の洪武三十二年（一三九九）の挙兵に従ってとしているが、【史料16】では洪武二十四年（一三九一）傅総兵の雅・寒山征討のときとしている。ほぼ十年近い時間の相違がある。傅総兵とは傅友徳のことで、洪武二十四年（一三九一）に傅友徳が雅・寒山方面を征したとき、薛貴はそれに随行したという。この雅・寒山という山の名は、明一代の辺事を記した明・方孔炤撰『全辺略記』卷六、寧夏略に、

（洪武）二十四年三月、故元阿札失里、辺を寇し、朶顔の山に屯す。傅友徳・郭英に命じて兵を率いて之を撃たしむ。師、哈者舍利王に至り、友徳、遽に令を下し師を班らしむ。賊、之を聞きて以て然と為す。二日を越えて、復た師を趨らせて深く入り、黒領の雅山等に至り、洮兒河に次り、人畜を獲すること甚だ多し。還りて金鞍山に至り、復た黒領の寒山を征し、磨鎌子海・打蘭尖山に至り、追つて札都を虜とす。

とあり、雅山・寒山の名がみえる。これが寧夏方面の征討ではないことは、朶顔<sup>ダヤン</sup>という用語からみて明らかである。傅友徳は、当該年の正月二十日に、勅を受けて征虜將軍の印を佩る総兵官に充てられているが、この「征虜」<sup>22</sup>

とは興安嶺の東に住んでいた兀良哈<sup>ウリヤンハ</sup>三衛<sup>三衛</sup>に対する征討であった。黒嶺は黒嶺と同義であろう。和田清氏は兀良哈三衛の本拠地について検討された論攷の中で、黒嶺を興安嶺（現内モンゴル自治区北東部及び黒竜江省北部の山脈の総称）の別名黒山のことと推測されている。<sup>(23)</sup>

それはさておき、薛貴はその後、燕王の挙兵に応じたときの身分は舍人のままなので、傅友徳の雅山・寒山方面の征討に従行して回還したときには、陞進にはあずからなかったであろう。

**靖難の役** かかる薛貴であるが、それから九年を経た洪武三十二年（一三九九）七月に、靖難の役が始まり燕王軍に参加すると、軍功を重ねて陞進していった。薛貴が靖難の役中に遭遇した諸会戦名は、【史料16】にみえるので贅語を重ねないが、本戦役が終息した後、都指揮使に陞進した。初職の百戸（正六品）から、衛所を直轄する都司の長官である都指揮使（正二品）にまで累進したのであった。わずか四年間に都指揮使にまで陞進したことは、先に掲出した【史料14】～【史料17】にほぼ共通してみえることであるが、その中で【史料16】はその任地を遼東都司としている。薛貴の遼東都司職任用は、『太宗実録』洪武三十五年九月戊子の条に、「薛脱火赤を遼東都指揮使と為す」とあるように、同年六月十三日の南京城陥落で靖難の役が終息してから、ほぼ三ヶ月後の九月八日のことであった。薛貴が靖難の役期の諸会戦に加わり活躍した中で、とりわけ史書に書き留められている印象的な局面は、小河の会戦の際のことである。前掲『明史』卷一五六、薛斌伝に付せられた薛貴伝に、「貴、本名脱火赤、斌の弟。舍人なるを以て燕王の起兵に従い、屢々王を險より脱せしむ」とあり、これは【史料14】に「文皇を險より脱せしめ」とみえるのと照応するが、その行為は、【史料3】・【史料4】にみえる、燕王騎乗の御馬棗駟の胸や後ろの両足に突き刺さった箭を薛貴が下馬してすばやく抜いて棗駟の驚倒を防いだことを指すことは明らかである。

こうした薛貴の鮮やかな行為は、燕王の注目するところとなったであろう。

靖難の役において、遼東の軍衛は、建文政権側につき、燕王軍の支配地域に侵攻して、燕王軍と交戦している<sup>24</sup>。人を重用することを譬えて「解衣推食」というが、燕王軍に敵対したかかるとは遼東の軍衛を統轄する遼東都司の都指揮使に薛貴が任用されたのは、その胆力と活躍が買われた結果ではないかと思われる。

北征 遼東の地は洪武四年（一三七二）以来、明軍が波状攻撃をかけてモンゴルから奪い取った土地であった。最初は遼東衛指揮使司を置いたが、すぐに定遼都衛に移管し、さらに洪武八年（一三七五）には定遼都衛を遼東都指揮使司（略称遼東都司）と改称し、その下に衛所群を配置して統治を行った<sup>25</sup>。

薛貴が遼東都司を差配する都指揮使から、その上部組織にあたる五軍府の都督僉事に陞進した時期について、『太宗実録』は、

- ① 永楽六年（一四〇八）四月戊申の条「都指揮使薛貴を陞して中軍都督僉事と為す」。
- ② 永楽八年（一四一〇）八月乙巳の条「都指揮使薛貴を陞して中軍都督僉事と為す」。

とそれぞれ異なる時期に二種の陞進記事を載せている。文言は全く同じであるので、同名異人の薛貴のこととは思えない。さらに、③永楽六年十月辛卯の条では、「都督同知に陞進」とある。この都督同知への陞進は、①の都督僉事への陞進と関連するものと思われる、この①と③をもってすれば、②は『太宗実録』の錯謬ではないかと推測せざるをえないが、それでは、薛貴が都督府の都督僉事に陞進したのは、永楽六年（一四〇八）で確定といえるので

あろうか。これまた前掲の薛貴の伝記史料類と明白な齟齬が生じるのである。

都督僉事への陞進に関して、『宣宗実録』収載の薛貴の薨卒伝を引載した【史料15】には、「永樂八年、沙漠に征するに従い、還りて中軍都督府都督僉事に陞せらるる」、明朝の吏部が編輯した『明功臣襲封底簿』を引載した【史料16】には、「永樂八年、沙漠を征するに随い、威胡山等处にて阿魯台を殺敗し、中府都督僉事に陞せらるる」、『金吾右衛選簿』薛天爵の条を引載した【史料17】には、「永樂八年、沙漠に征し、威胡山に至り、靖虜鎮に到り、阿魯台もて中軍都督府僉事に陞せらるる」と記されており、<sup>(26)</sup>いずれも薛貴は永樂八年（二四一〇）のモンゴル征討後に中府都督僉事に陞進したとしている。

「永樂八年の役」と呼ばれるこの戦役は、前年に丘福等が率いる明軍がタタール征討に失敗して覆滅したため、永樂帝自ら親征し、本雅失里や阿魯台を追いつめた北征であった。<sup>(27)</sup>この親征軍は京師の親軍衛・京衛と地方の衛所官軍をもって編制され、親征軍に相応しい大規模な陣容を整えたものであった。<sup>(28)</sup>この親征軍が京師を發進したのは、同年二月十日のことであった。<sup>(29)</sup>そして、回軍後の七月十七日、永樂帝は奉天殿において群臣の上表する賀詞を受けている。<sup>(30)</sup>

永樂帝の親征軍が凱旋した後の七月から八月にかけて、「永樂八年の役」従征者達に対する行賞がさみだれになされている。遼東都司関係でいえば、同年の八月一日には遼東都司的都指揮同知の周信が本司の都指揮使に陞進している。これに連動する人事と思われるのが、先に述べた②の同月乙巳、すなわち十一日の、薛貴の中軍都督府都督僉事への昇任である。

封爵 薛貴が陞進したところの中軍都督府とは中府と略称され、直隸する衛所と中都留守司所属・河南都司所属

の衛所群を統轄した。都司の上部組織である。その中府都督僉事に陞進した薛貴は、それから十二年後の永楽二十年（一四三二）に、安順伯に勲封され伯爵に名を連ねることとなった。それは、『太宗実録』永楽二十年九月辛未の条に、

【史料21】

左軍左都督朱榮を封じて奉天翊衛宣力武臣特進榮禄大夫柱国武進伯と為す。食禄千二百石、子孫世世承襲す。右軍都督僉事薛貴を奉天翊運宣力武臣特進榮禄大夫柱国安順伯と為す。食禄九百石。子孫、指揮使を世襲す。

とあるように、永楽二十年（一四三二）九月十七日のことであった。封爵時期、特進榮禄大夫・柱国という勲階、食禄九百石、いずれも【史料16】の記述と合致する。<sup>31</sup>同時に封爵された朱榮の場合は、その武進伯が子孫によって世襲できる世爵であったが、薛貴の場合は一代限りの流爵であり、子孫は代々衛所の指揮使を襲職するもので、朱榮とは処遇面で大差があった。流爵とはいえ、勲爵を賜ったことは、これまでの薛貴の軍功が永楽帝によって高く評価された結果であるが、直接的にはこの年に決行された永楽帝の北征に扈從したことによるものであった。【史料16】に、「永楽二十年、駕に随い、迤北に征進し、賊衆を殺敗す。本年九月十七日、安順伯に陞せらる。宝鈔段匹を賞賜し、誥券を給授せられ、奉天翊衛宣力武臣特進榮禄大夫柱国安順伯に封ぜらる。食禄九百、子孫は指揮使を世襲し、本身は一死を免ぜらる」とあり、【史料17】に、「二十年、迤東に征進し、人畜を殺し得獲す。安順伯に封ぜられ、授くるに流官を以てし、指揮使を世襲せしむ」と記されている通りである。

永楽帝のモンゴルへの親征は、永楽八年（二四一〇）の第一次を皮切りに合わせて五次にわたって行われた。それを「五出三犁<sup>れい</sup>」といい、五度親征し三度北虜を破った壮拳とされるが、三犁ということは二度の親征では勝利を得なかったことを意味する。【史料16】に引載した吏部編輯の『明功臣襲封底簿』や【史料17】に引いた『金吾右衛選簿』によると、薛貴が随行したのは第一次親征以後、第四次親征までしか記していないが、第五次においても永楽帝に扈従していることは、『太宗実録』永楽二十二年三月戊寅の条に、

【史料22】

大閱す。安遠侯柳升に命じて中軍を領し、遂安伯陳英は之に副え、英国公張輔は左掖を領し、成国公朱勇は之に副え、成山侯王通は右掖を領し、興安伯徐亨は之に副え、武安侯鄭亨は左哨を領し、保定侯孟瑛は之に副え、陽武侯薛祿は右哨を領し、新寧伯譚忠は之に副え、寧陽侯陳懋・忠勇王金忠は壮士を率いて前鋒と為し、安順伯薛貴・泰順伯吳克忠・都督李謙等は各々兵を領して従わしむ。

とあることによって明白である。第五次の親征軍は、翌四月四日に北京を出発するが、それに先だって、永楽帝は編制された親征軍の陣容を閲兵した。この閲兵式に、安順伯薛貴も部隊を率いて軍陣に参加していた。薛貴は永楽帝の五次にわたるモンゴルへの親征の全てに扈従したのであった。

さて、その薛貴が安順伯に封ぜられたのは、永楽二十年（二四二二）の第三次親征軍の凱旋後のことであった。第三次親征軍の京師出發は永楽二十年（二四二二）三月二十一日、<sup>33</sup>帰還したのは同年九月七日のことであった。親

征軍は阿魯台征討に向けて出陣したが、阿魯台が決戦を避けて遁走したため、両軍が激突するような戦闘もないまま、六ヶ月後、北京に帰還した。この第三次親征においても、薛貴は人を殺し家畜を獲得するなどの功を挙げたとしているから、両軍間では多少の戦闘は起きたものと思われる。

五次にわたってモンゴルに親征した永楽帝は、第五次（永楽二十二年・一四二四）親征の帰途に発病した。楡木川（現内モンゴル自治区多倫県トロン西北）に到着したとき、より一層病勢が増して、六十五年に及ぶ波乱に満ちた生涯を終えた。永楽帝に代わって即位したのが長子仁宗洪熙帝である。この洪熙帝によって、薛貴の安順伯は世爵を賜与され、子孫の襲爵が許された。<sup>45</sup> 洪熙帝は不幸なことに短命で、洪熙時代は一年で終わり、つぎに即位したのは皇太子であった宣宗宣德帝であった。

薛貴は、この宣德帝からも、これまでの軍功が嘉賞され、『宣宗実録』宣德元年七月庚申の条に、

【史料23】

安順伯薛貴を進封し、奉天靖難推誠宣力武臣特進榮祿大夫柱国安順侯と為す。子孫世襲す。食祿一千二百石、誥券を賜い其の三代及び妻を追封す。貴、初名脱火赤、太宗皇帝の靖難に従い、嘗て力を尽くして、太宗を危陰より出さしむ。是に至りて、上、之を念い、故に加封す。

とあるように、安順伯から安順侯へ進爵された。安順侯は子孫も世襲できる世爵で、食祿も伯爵時の九〇〇石に三〇〇石が増加され、一二〇〇石となった。薛貴の数々の軍功の中で、宣德帝がとりわけ嘉賞し、それが侯爵への進

爵の理由になったのが、「嘗て力を尽くして、太宗を危険より出さしむ」と記されている靖難の役における最中の出来事であった。この行為が【史料3】の『金吾右衛選簿』の記述、「小河橋にて敵対して戦い、馬に着箭するや、下馬して拔箭するの功有り」や【史料4】の『万曆野獲編』の記述、「三に棗駟と曰う。小河の大戦にて胸膛に一箭し、後の両曲池に一箭す。安順侯脱火赤、箭を抜く。」とあるのと照応し、燕王騎乗の御馬棗駟に突き刺さった箭を薛貴が素早く抜き、燕王が棗駟ごと驚倒するのを防ぎ、危難を救ったことを指すことは明白である。宣徳帝までもが、薛貴のこの素早い対応を嘉みして、爵・禄ともに引き上げ安順侯に進爵させたのであった。

小河の会戦は燕王・建文の両軍が激突し、兵馬倥傯とした戦場で、燕王は複数回危機に陥ったようである。建文政権軍の驍将平安が勢いにつれて燕王の本陣を直指して突入してきて、その突き出した矛先がもう少しで燕王に身に届きそうになった。それを番騎の王騏が馬を躍らせて両者の間に割って入り、間一髪、燕王を腋に抱えて逃れ去った。王騏の勇猛果敢な助けがなければ、燕王の命運も尽きかねないほどの危機的状况に陥ったことは先にふれた。平安突撃の前か後のことか、そのいずれであったか不明であるものの、燕王が騎乗した御馬棗駟の部位数カ所に箭が突き刺さったときには、人馬ともに顛倒しかねず、馬から転落すれば、一気に敵陣に攻め込まれて燕王の身に危機が急迫する恐れがあった。その危機から薛貴は素早く燕王を救い出したのである。残された史料の記述では、あまりそのリアルな臨場感が感得できないけれども、実際は以上に述べたような生々しい出来事であったのではなからうか。

それがために、系統の異なる数種の史料に「燕王を危機より脱せしめた」と記されているのであり、かつ薛貴は永楽帝の孫宣徳帝からも格別に嘉賞されたのではないだろうか。

おわりに

靖難の役において、燕王軍に参加し、功を重ねて、永楽政権が発足すると、高位の武官に累陞した人々は枚挙にいとまない。その一方で、靖難の役において展開された会戦に燕王軍の一員として出陣したものの、さしたる功もなく陣亡し、その軍歴を何ら留めることなく歴史の濬潭に埋没した人々もまた夥しくいた。脱火赤（薛貴）は前者に入る人であった。燕山右護衛の舍人の身分で燕王軍に加わり、幸いに材武に恵まれて軍歴を重ねていき、晩年には侯爵に列せられた。ただ、薛貴が安順侯という栄爵を保持しえたのは、わずか五年という短い間のことであった。【史料15】・【史料16】に明示されているように、宣徳五年（一四三〇）三月に発病して没したのである。死後、浜国公に追封され、忠壮と諡された。宣徳帝の治世において、死後卹爵に追封されたのは、国公に四人、侯爵に一人、伯爵に七人の計一二人だけであった。国公に追封された四人とは、沂国公袁容（前駙馬都尉広平侯）、梁国公呉成（前清平侯）、漳国公鄭亨、そして浜国公薛貴であった。<sup>36</sup>名門から優れた人物が出ることを「将門に将有り」というが、薛斌は永順伯、薛貴は安順侯と二人の勲爵者を出したモンゴル出身の薛一族は、まさしくその言葉のごとくであった。

註

(1) 于慎行の礼部尚書への着任・致仕、東閣大学士への入閣等の年次は、張徳信著『明代職官年表』第一冊、「内閣大臣年

表」(黄山書社、二〇〇九年)。

(2) 張居正は隆慶元年(一五六七)二月から万曆十年(一五八二)六月に死去するまでの十六年の長きに亘って内閣大学士を務めた(前掲『明代職官年表』第一冊、「内閣大臣年表」)。

(3) 『明朝檔案』は、中国第一歴史檔案館・遼寧省檔案館編、広西師範大学出版社出版として、二〇〇一年に印行された史料集で、中国第一檔案館に保存されている明朝檔案をはじめ、大陸に現存する明朝檔案を大量に影印したものである。なお、本史料集を使用した靖難の役期の燕王軍に関する筆者の直近の研究成果は、「燕王拳兵後の志願兵について」(『明大アジア史論集—寺内威太郎先生退休記念号—』第二三号、二〇一九年)、「洪武三十五年の燕王軍渡江と江北の人々—とくに『高郵衛選簿』にみえる事例を中心に—」(『人文研紀要』(第九四号、二〇一九年)、「燕王軍と河南彰徳—とくに彰徳攻略とその戦略的意義について—」(『中央大学文学部紀要』史学第六五号、二〇二〇年)、「燕王軍の招募と華北の人々—靖難の役における燕王軍兵力の供給源に関して—」(妹尾達彦編著『アフロ・ユーラシア大陸の都市と社会』中央大学出版部、二〇二〇年)。

(4) 四駿と会戦との関わりについて、【史料2】では、「鄭村壩||龍駒 白溝河||黃馬 小河||棗驢 靈壁||赤免」としているが、それが【史料4】では、「鄭村壩||龍駒 白溝河||赤免 小河||棗驢 靈壁||黃馬」としている。つまり白溝河会戦のときの燕王騎乗の御馬と靈壁の会戦のときの御馬とが入れ替わっている。どちらが正鶴を射ているのか、今のところ明確にしえない。

(5) 拙著『明代建文朝史の研究』(汲古書院、一九九七年)三七一頁。

(6) 『明史』巻五、成祖本紀一「夏四月丙寅、王營小河、為橋以濟、平安趨爭橋、陳文戰死。平安軍橋南、王軍橋北、相持數日。平安戰、遇王於北坂、王幾為安樂所及。番騎王騏驎入陣、掖王逸去」。

(7) 拙著『明代建文朝史の研究』(前掲)、「永樂政權成立史の研究」(汲古書院、二〇一六年)。

(8) 牛平漢編著『明代政区沿革綜表』(中国地圖出版社、一九九七年)三七頁。

(9) 『明実録』において靖難の役直前の何福に関する記事は、『太祖実録』洪武三十一年五月丁未朔の条にみえ、左軍都督府の都督であったことが知られる。なお、何福の列伝は『明史』巻一四四にみゆ。

(10) 拙稿「洪武三十五年の燕王軍渡江と江北の人々—とくに『高郵衛選簿』にみえる事例を中心に—」(前掲)九二頁。

- (11) 拙稿「中山王徐達一族と靖難の役」(『檔案の世界』中央大学人文科学研究所、二〇〇九年、のち「開国功臣家と靖難の役」と改題して、前掲『永楽政権成立史の研究』に収録)。
- (12) 拙稿「燕王軍と河南彰徳——とくに彰徳攻略とその戦略的意義について——」(前掲)。
- (13) 当時の陳文の職官名については、『靖難奉天記』三、洪武三十四年十月壬辰の条「陞都指揮丘福・張信・劉才・鄭亨・李遠・張武・火真・陳圭為中軍都督府都督僉事。李彬・王忠・陳賢為右軍都督府都督僉事。徐忠・陳文為前軍都督府都督僉事。房寬為後軍都督府都督僉事。」とあるのに依拠。
- (14) 『太宗実録』の纂修過程については、間野潜龍「明実録の研究」(『明代文化史研究』同朋舎出版、一九七九年) 参照。
- (15) 『国朝典故』(上) 二一八頁。
- (16) 小河の会戦について、『明史』卷四、恭閔帝本紀、建文四年の条では、「夏四月丁卯、何福・平安、燕兵を小河に敗る」とごく簡単に建文政権軍側の勝利を伝えている。これに対して燕王軍側の関わる記述の一例として、『太宗実録』永楽三年十一月戊戌の条を挙げる襄城伯李濬の薨卒伝には、「小河に猝に敵に遇い、敢死の士を率いて、先に河橋に抛り、其の路を断つ。敵敢えて迫らず、大軍(燕王軍) 繼いで至り、遂に大いに之を敗る」と記されている。襄城伯李濬に関わるこの記述は、李濬の功績を顕彰するものであるから、若干それを勘案する必要があるが、それでも小河の会戦に関してその戦敗が単一でないのは、それぞれの記述が戦局の一面だけの勝敗を強調しているからではないだろうか。
- (17) 『逆臣録』は、洪武二十六年(一三九三) に起きた藍玉の獄に連座した藍玉党の処刑が進行する過程において、取り調べの記録書、すなわち爰書をもとに編纂され、同年五月朔日(一日) 付の洪武帝の序を付して頒布された。拙著『明代中国の疑獄事件 藍玉の獄と連座の人々』(風響社、二〇〇二年) 参照。
- (18) 山後人については、拙稿「土木の変における在華モンゴル人の衛所官軍について」(『人文研紀要』(第九一号、二〇〇八年) 参照)。
- (19) 『憲宗実録』成化十二年正月壬子の条。なお、薛台が授官した職を燕山右衛指揮僉事、あるいは燕山護衛指揮に作っているものもあるが、燕山護衛は「右」字、燕右衛は「護」字が欠落したにすぎない。
- (20) 舍人については、拙稿「明代衛所の舍人について——「衛選簿」の分析を通して——」(『中央大学文学部紀要』史学科第三一号、一九八六年) 参照。

(21) 前掲【史料19】に「斌卒するや、子の寿童、方に五歳なり。従父貴、引きて仁宗に見えしむ。立どころに伯を嗣ぐを命じ、名を綬と賜う。」とみえるように、薛斌が死去したときには、その子寿童（のち薛綬）はわずか五歳という幼児であった。薛斌の薨卒伝は、【史料20】に引載したように『太宗実録』永楽十九年（一四二二）十月丁未（十八日）の条に掲出されている。「方に五歳」としているのは、薛斌の死去のときか、それとも叔父薛貴の案内で仁宗洪熙帝に謁見し、永順伯の襲爵を許されたときを指すのか曖昧である。後者は永楽二十二年（一四二四）八月二十九日のことであるので、『仁宗実録』永楽二十二年八月辛未の条、薛綬の生年は、永楽十五年（一四一七）か十八年（一四二〇）にほかならず、洪武二十四年（一三九二）、同三十二年（一三九九）の時点では、未だ生まれていなかったことは明白である。

(22) 『太祖実録』洪武二十四年正月戊申の条。

(23) 和田清「兀良哈三衛の本拠地について」『東亜史研究（蒙古篇）』（東洋文庫、一九五九年）一二六頁。

(24) 靖難の役期における遼東の軍勢の動向については、『明朝档案』所収の衛選簿に散見する。たとえば、『延慶衛選簿』〔『明朝档案』第六七冊〕李雲の条に、「（李）春、…、参拾参年、遼東の軍馬を殺敗し、百戸買旺を擒す。参拾肆年、本所の正千戸に陞せらる。伍月、遼東の軍馬、城を犯すや、敵より守り、本衛指揮僉事に陞せらる」とみえる。李春は、北平から五五〇里（約三〇七キロメートル）離れた永平衛中前所百戸のときの洪武三十三年（一四〇〇）に、押し寄せてきた遼東の軍馬と戦い、百戸買旺なるものを擒獲し、さらにその翌年に永平城に攻め込んできた遼東の軍馬から城を守る功があり、指揮僉事に陞進している。この李春の事例をみれば、当人は燕王軍側の、擒獲された買旺は、遼東列置のいずれかの衛所の百戸であったものと思われ、遼東の軍勢が建文政権側についていたことが明白である。かかる事例は、このほか、①『永平衛選簿』張寅の条、『盧龍衛選簿』董徹寿の条、及び高爵の条、②『鷹揚衛選簿』沈椿の条、及び鄭質の条にもみえ、いずれの事例も遼東軍は燕王軍に敵対している。なお①の事例は『明朝档案』第六七冊、②の事例は第七四冊に収録されている。

(25) 荷見守義『明代遼東と朝鮮』（汲古書院、二〇一四年）七頁。

(26) 【史料16】・【史料17】とも親征軍とタタール勢との会戦地の一つとして威胡山という地名を挙げているが、これは『太宗実録』永楽八年五月己卯の条に、「車駕、幹難河に至り虜を追及す。虜拒戦す。上、山に登りて布陣し、先鋒を麾して逆撃し、一呼して之を敗る。首虜本雅失里、蒼皇窮迫し、七騎を以て河を度り遁げ去る。男女輜重孳畜を俘獲す。仍お遊

撃將軍劉江・驃騎將軍梁福等に命じて之を追わしむ。主は滅胡山に駐驛す。」とあり、薛貴の伝記史料類とは相違している。当該地名は従来から有った名称ではなく、殺胡城や静虜鎮等と同じく親征軍が勝利した会戦地を記念してその名に変更したものであろう。その故、滅胡山でなければ意味をささない。【史料16】・【史料17】において威胡山に作っているのは、単なる魯魚の謬であらう。

(27) 「永楽八年の役」については、和田清「明初の蒙古経略」『東亜史研究（蒙古篇）』（前掲）五二―六一頁参照。

(28) 拙稿「永楽八年の役と燕王軍」（未発表）。

(29) 『太宗実録』永楽八年二月丁未の条。

(30) 同右書、永楽八年七月壬午の条。

(31) 【史料21】によると、安順伯に封爵されたときの薛貴の武官職は、右軍都督僉事としていたので、所属が中軍都督府から右軍都督府に所属が替わったものと思われるが、安順伯に封爵された時点でも、薛貴はその右府の都督僉事であったという。とすれば、薛貴が遼東都司の都指揮使から中府に陞転したときの武官職は都督僉事であったわけであり、前掲①の永楽六年（一四〇八）四月に都督僉事に陞転、③の同年十月に都督同知に陞進したとする記述は錯誤であらう。都指揮使から都督僉事への陞転は、「永楽八年の役」後の軍功によるものというのが正鶴を射ているのではなからうか。

(32) 『太宗実録』永楽二十二年四月己酉の条。

(33) 同右書、永楽二十年三月戊寅の条。

(34) 同右書、同年九月辛酉の条。

(35) 『仁宗実録』洪熙元年正月己丑の条。

(36) 談遷撰『国権』卷首之二、卹爵。